主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人森岡一郎の上告趣意は、憲法三八条三項、三一条違反をいう点を含め、実質はすべて単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、原審第二回公判調書中の被告事件名欄の記載は、明白な誤記と認める。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年二月一九日

最高裁判所第二小法廷

判長裁判官	大	橋		進
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_